

公示番号：180586

国名：アジア地域

担当部署：社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第一チーム

案件名：ASEAN 地域スマートシティ開発に係る情報収集・確認調査（スマートシティ開発）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：スマートシティ開発
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年1月下旬から2019年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.95M/M、現地 0.80M/M、合計 1.75M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
12日	24日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月9日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
※提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>) をご覧ください。
なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月25日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	都市開発/スマートシティに係る各種調査
対象国／類似地域	ASEAN／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ASEAN 地域では、経済の中心であり人口が集まる都市圏が成長を牽引しており、その傾向は今後も継続すると認識されている。同地域の都市圏人口は、2030 年までに 9,000 万人まで増加し、20 万～200 万人の人口を抱える中核都市も急激に増加すること予想されている。一方、急激な都市化は、環境悪化、交通渋滞、都市貧困、地方との所得格差、治安悪化などの都市課題をもたらす。近年、「スマートシティ」という言葉は、ICT、エネルギー、モビリティ、医療など、様々な概念で使われているが、先端技術やデジタル技術・新しいシステム等のソリューションを活用することで、生活水準やサービスの質の向上につながり、様々な都市課題の解決及び SDGs ゴール 11 の達成の方策となる可能性を秘めている。さらに、都市や郊外における新しいライフスタイルや、誰もが生活しやすく移動しやすい多様な価値観を反映したインクルーシブなまちづくりの提案へつなげることも可能となる。

ASEAN はこうした潮流の中で、2018 年 11 月に「ASEAN スマートシティネットワーク (ASCN)」を設立。既に一部地域をスマートシティとして開発するプロジェクトを実行している。シンガポールが提案国となり、加盟国がスマートシティ開発で互いに協力し、ASEAN コミュニティづくりに貢献することを提案している。ASCN の動きに関心を示している日本企業は多く、ASEAN 地域の都市開発及び都市問題の解決に日本の技術・システムを活用する、もしくは、日本に先んじて実施が可能な取り組みを ASEAN 地域で行っていくことも期待される。

上記背景を踏まえて、日本及び日本企業のスマートシティにかかる取り組み及び、ASEAN におけるスマートシティの動きに係る情報収集を行い、今後の JICA の都市・地域開発分野における協力の方向性を検討するために、情報収集・確認調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、担当部署の JICA 職員等と協議・調整しつつ、以下の調査を行う。また、本業務従事者は、調査結果を報告書（案）として取りまとめる。具体的な担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内作業期間（2019 年 1 月下旬）
 - ① 日本、他の先進国、新興国等におけるスマートシティ開発の事例を収集する。
 - ② 日本企業及び他国企業のスマートシティに係る技術・システム等の情報を収集し、整理する。具体的にはスマートシティ開発のレイヤーを設定し、技術・システム等の内容や実現可能性も含めて整理する。

(レイヤー例)

- レイヤー1：基礎インフラ（道路、上下水、エネルギー、通信等）
- レイヤー2：モビリティ、環境マネジメント、災害管理など（グリーンパーク、コミュニティスペース、廃棄物管理、公共交通、自動運転等）
- レイヤー3：商業施設、都市の魅力をつくるコンテンツ

- ③ ASCN、スマートシティ開発にかかる情報収集
国交省、JETRO 等に対して ASCN の活動及び日本政府の方針及びスマートシティ開発にかかる民間動向について情報収集を行う。

(2) 現地業務期間（2019年2月中旬～3月上旬）

- ① ASEAN スマートシティネットワークにかかる情報収集
2018年11月に設立された ASEAN スマートシティネットワークに関して、メカニズム・実施体制、目標、活動内容などを確認する（ジャカルタの ASEAN 事務局、もしくは、ASEAN スマートシティネットワークのシンガポール事務局である CLC（Centre for Livable Cities）へのヒヤリングを想定）。
- ② ASEAN スマートシティネットワークのモデル都市における最新の動き及び開発途上国側のニーズの把握・情報収集（現地業務は、タイ、マレーシア、インドネシア、カンボジアの関係機関及びモデル都市を想定する）
- ③ スマートシティ開発にかかる日本企業の動向について情報収集を行う（シンガポール及びバンコクに集まる日本企業のアジア地域の統括本部等へのヒヤリング）。

(3) 帰国後整理期間（2019年3月上旬～3月中旬）

- ① 現地調査結果を取りまとめる。
- ② JICA 事業における、スマートシティ開発に係る協力の展開の方向性を JICA 担当部署と共に検討する。
- ③ 調査結果、検討結果を調査報告書（案）として取りまとめる。
- ④ JICA 関係者を対象として開催する勉強会にて、調査結果を報告・説明する。
- ⑤ 本邦企業に説明・意見交換するためのセミナーで、調査結果を報告・説明する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書（和文3部）
調査結果を調査報告書（案）（和文）を添付し、2019年3月25日までに電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、①日本⇒シンガポール⇒ジャカルタ⇒日本（シンガポール6日、ジャカルタ5日、移動日1日の計12日を想定）、②日本⇒バンコク⇒シェムリアップ⇒クアラルンプール⇒日本（バンコク4日、シェムリアップ3日、クアラルンプール4日、移動日1日の計12日を想定）、を標準とします。

（2）一般業務費

本件業務における現地調査は、当コンサルタントの単独調査での業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

旅費・交通費：10千円/日（シェムリアップでの調査除く）

通信・運搬費：2千円/日

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務の対象地は、現時点ではシンガポール（ジョホールバル含む）、バンコク、ジャカルタ、シェムリアップ、クアラルンプールの5都市を予定していますが、具体的な対象地は国内準備期間での情報収集を踏まえて機構と相談の上決定することとします。また、現地業務は、2月上旬から下旬に行うことを想定していますが、時期の詳細については相談の上決定致します。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) スマートシティ開発（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAの在外事務所（タイ、インドネシア、カンボジア、マレーシア）による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

カンボジア（シェムリアップ）における調査では車両借り上げの予定

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

相談の上、JICAがアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

（2）参考資料

①ASEAN スマートシティネットワークに関する情報は、以下で公開されています。

<https://www.asean2018.sg/Newsroom/ASCN>

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

(ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

(イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 第1次現地調査の後、JICA に第1次現地調査結果の報告を行うと共に第2次現地調査の対処方針について協議を行うこととする。

以上